

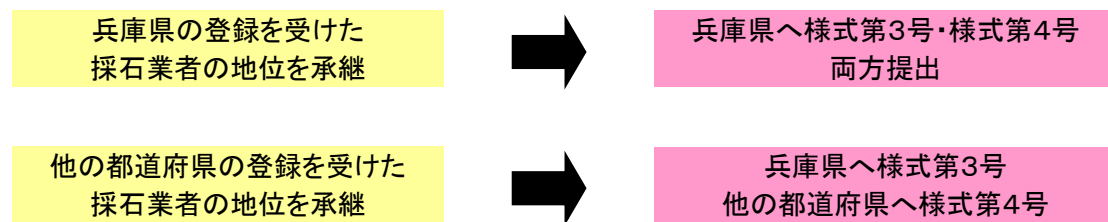
☆採石業者承継の際のチェックシート☆

【共通様式】

- 採石業承継届書（様式第3）
- 採石業承継届書（様式第4）

様式及び提出先

承継人が兵庫県の登録を受けている場合



承継人が他の都道府県の登録を受けている場合



承継人がいずれの都道府県の登録も受けていない場合



【添付書類】

事業の全部譲渡、分割、合併による承継の場合は、申請者が法人の場合、登記簿謄本（＝履歴事項全部証明書）の原本の提出が必要でしたが、採石業承継届書（様式3，様式4）の会社法人等番号（又は法人番号）をもとに、登記情報連携システムを利用して確認しますので、提出が不要となりました。

《事業の全部を譲渡した場合》

- 採石業者事業譲渡証明書（様式第4の2）
- 承継人誓約書（法人用 or 個人用）
- 賃借権の移転、他の許認可の権利譲渡等の書類の写し（※承継人が採取計画認可を受けている場合のみ）
- ※採取計画認可を受けている場合、連帯保証契約も承継されるかを企業に確認。（提出の強制はできない。）別紙
- 役員証明書（様式第8条第6号関係）
- 登録役員の身分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）など）

《分割により法人が承継した場合》

- 採石業者事業譲渡証明書（様式第4の2）
- 承継人誓約書（法人用）
- 採石業者事業承継証明書（様式第6の2）
- 吸収分割契約書又は新設分割計画書及びこれらに関する株主総会の決議又は総社員の同意の記録（写）（ただし、会社法の規定により、株主総会等を開催する必要がない場合は、取締役会等による意思決定を示す文書の写し）
- 役員証明書（様式第8条第6号関係）
※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。
- 登録役員の身分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）など）

《合併により法人が承継した場合》

- 承継人誓約書（法人用）
- 役員証明書（様式第8条第6号関係）
※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。
- 登録役員の身分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）など）

《2人以上の相続人の全員の同意により選定されたものが承継した場合》

- 承継人誓約書（個人用）
- 採石業者相続同意証明書（様式第5）
- 戸籍謄本（相続関係を確認できるもの）
- 役員証明書（様式第8条第6号関係）
※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。
- 登録役員の身分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）など）

《相続人が1人である場合又は相続人全員が共同で相続した場合》

- 承継人誓約書（個人用）
- 採石業者相続証明書（様式第6）
- 戸籍謄本（相続関係を確認できるもの）
- 役員証明書（様式第8条第6号関係）

※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。

- 登録役員の身分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）など）

○提出部数：1部

（副本の返却を郵送で希望する場合は、返信用封筒（切手を貼付し、返信先を記入したもの）が必要です。）

※業務管理者及び法人にあつては、その業務を行う役員に変更がある場合は、変更届も同時に提出

※承継届があつた場合は砂防課に事前に報告、採石の後処理を放置するなどの抜け道として、承継を行っていないかを確認。